

羽衣国際大学 障がい学生支援委員会規程

平成30年3月16日 制定

平成30年4月 1日 施行

令和 4年6月 1日 改正・施行

目 次

- 第1条 (目的)
- 第2条 (委員会の任務)
- 第3条 (委員会の構成)
- 第4条 (委員長)
- 第5条 (個別の対策会議の構成)
- 第6条 (事務)
- 第7条 (規程の改廃)

(目的)

第1条 この規程は、羽衣国際大学障がい学生修学支援規程第4条に基づき、羽衣国際大学障がい学生支援委員会（以下「委員会」という。）について定める。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、障がいのある学生の修学支援環境の整備に必要な次の事項を審議し、学長に報告するものとする。

- (1) 障がい学生支援のための基本方針の策定
- (2) 障がい学生（その疑いのある者を含む）の実態把握
- (3) 申し出のあった事案の事実確認と、支援のための個別対策会議の設置
- (4) その他障がい学生の受け入れと修学支援に必要な事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は学部長、学科長、教学委員長、事務局長、教務支援課職員、学生支援課職員、保健室、入試広報課職員その他学長指名による教職員をもって構成する。

2 副学長を置く場合は、前項の構成員に加えるものとする。

3 委員会は、委員長が招集し、議事を進行する。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、学長が選任し任命する。

2 委員長は委員会を招集し、議長となる。

3 委員長の任期は2年間とし、再任は妨げない。

4 委員長が任期途中で退任となった場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(個別の対策会議の構成)

第5条 委員会は申し出のあった事案について、個別の修学面での対応が必要と判断した場合は、次の構成員による個別の対策会議（以下「対策会議」という。）を設置し、委員会の方針に沿って支援に当たる。

(1) 当該学科長、担当教員、学生支援課職員、カウンセラー、保健室責任者、及び学長が指名した教職員2名。

(2) 対策会議には代表を置き、代表には保健室責任者をもって充てる。

(3) 対策会議は、代表が招集し、議事を進行する。

(4) 対策会議は、必要に応じて学内外の専門家に出席を求め意見を聞くことができる。

(5) 対策会議は、個別案件についての修学支援内容を協議し推進する。

(6) 支援策の内容と経過及び結果については、適宜委員会に報告するものとする。

(事務)

第6条 個別対策会議に関する事務は、学生支援課において処理する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、企画運営本部会議の意見を聴き、学長が行う。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年6月1日から施行する。

引用規程